

第13回 制度設計ワーキンググループ  
事務局提出資料  
～小売全面自由化に向けた検証の進め方について～

---

平成27年6月25日(木)

- 一昨年成立した電気事業法の第1弾改正法附則の改革プログラムには、3段階の改革について、改革を行うに当たっての課題について十分な検証を行い、その結果に基づいて、課題の克服のために必要な措置を講ずるべきことが規定されている。
- また、同改革プログラムには、エネルギー政策の変更等に伴う競争条件の改善、事業者間の競争環境を確保するための措置、安定供給に必要な資金調達に関する措置等について、検討あるいは措置すべきことが規定されている。

## 電気事業法第1弾附則のプログラム規定の条項（抜粋）

（電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置）

第十一条 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の利用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。

三 電気事業に係る制度の抜本的な改革の各段階において、当該改革を行うに当たっての課題について十分な検証を行い、その結果に基づいて当該課題の克服のために必要な措置を講じつつ、当該改革を行うこと。

3 政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

二 電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようするための措置

5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六 （中略）その他の電気の小売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

- 先日成立した第3弾の改正電気事業法においては、改革の最終段階となることから、今後の「課題の検証」について、第1弾法のプログラム規定に沿って、改めて検証規定が設けられている。
- 具体的には、①第2段階の施行前、②第3段階の施行前、③第3段階の施行後、それぞれのタイミングにおいて、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、競争条件や資金調達等の観点から必要な措置を講ずる旨を規定している。

### 電気事業法に係る検証規定の概要

附則第74条 **政府は**、電気事業制度改革の段階的な実施を踏まえ、**第2弾法改正の施行前**、第3弾法改正の施行前、第3弾法改正の施行後5年内のそれぞれの時期において、改正法の施行の状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、料金水準その他の電気事業を取り巻く状況について**検証を行うものとする**。

2 **政府は**、**前項の検証の結果を踏まえ**、必要があると認めるときは、原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って電気事業者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合における競争条件改善措置、電気事業者間の適正な競争関係を確保するための措置、安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための**措置等について検討を加え**、**その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする**。

平成27年  
(2015年)

平成28年  
(2016年)

平成32年  
(2020年)

検証①

検証②

検証③

第1段階  
(広域機関創設)

第2段階  
(小売全面自由化)

第3段階(送配電部門  
の法的分離)

5年以内

- 検証に当たっては、透明性の高い議論が必要。まず小売全面自由化の施行前の検証について、本WGにおいて有識者の知見をいただくこととしたい。
- 小売全面自由化に向けた主な検証項目としては、以下のようなものが考えられる。

## 想定される主な検証項目

1. **第1弾改正法の施行の状況**
  - －広域的運営推進機関の運営状況
  - －自己託送の活用状況
2. **エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況**
  - －改革後の電力システムを支える各種インフラの整備
  - －改革と整合性を取って進める必要のある政策措置の検討 等

※インフラ整備など、実現までに期間を要するものについては、その検討・進捗の状況確認を行う
3. **電気の需給の状況**
  - －足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策
4. **電気の小売に係る料金の水準**
  - －小売電気料金の推移
5. **その他の電気事業を取り巻く状況**
  - －小売全面自由化に関連した各種ルール整備の状況
  - －広域的運営推進機関及び一般電気事業者各社におけるシステム対応の状況
  - －既に自由化されている分野における競争の状況と、卸電力市場の活性化の状況 等